

I. 趣旨と背景

1 計画改定の趣旨

(1) 計画の目的

平成 18 年 4 月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」(以下、「条例」という。)に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

- この計画は、条例第 10 条第 1 項に規定する行動計画であり、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月制定）第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画にあたります。
- この計画は、墨田区男女共同参画推進プラン（平成 21 年策定）を継承しています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹」（平成 25 年 7 月改正）第 2 条の 3 第 3 項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。
- この計画は、区の将来像を描く「墨田区基本構想」（区民と区が共有するまちづくりの基本理念やめざすべき「すみだ」の将来の姿を描くとともに、区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治（ガバナンス）²の指針）及び保健福祉、教育、文化、産業、防災、環境、まちづくりなどの関連計画との整合を図っています。
- この計画は、国の第 3 次男女共同参画基本計画、都の「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2012」との整合を図っています。

¹ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）：

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成 13 年施行）。

平成 16 年（被害者の自立支援の明確化）、平成 19 年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）の改正に続き、平成 25 年 7 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました（平成 26 年 1 月 3 日施行）。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法が適用されます。

² 協治（ガバナンス）：

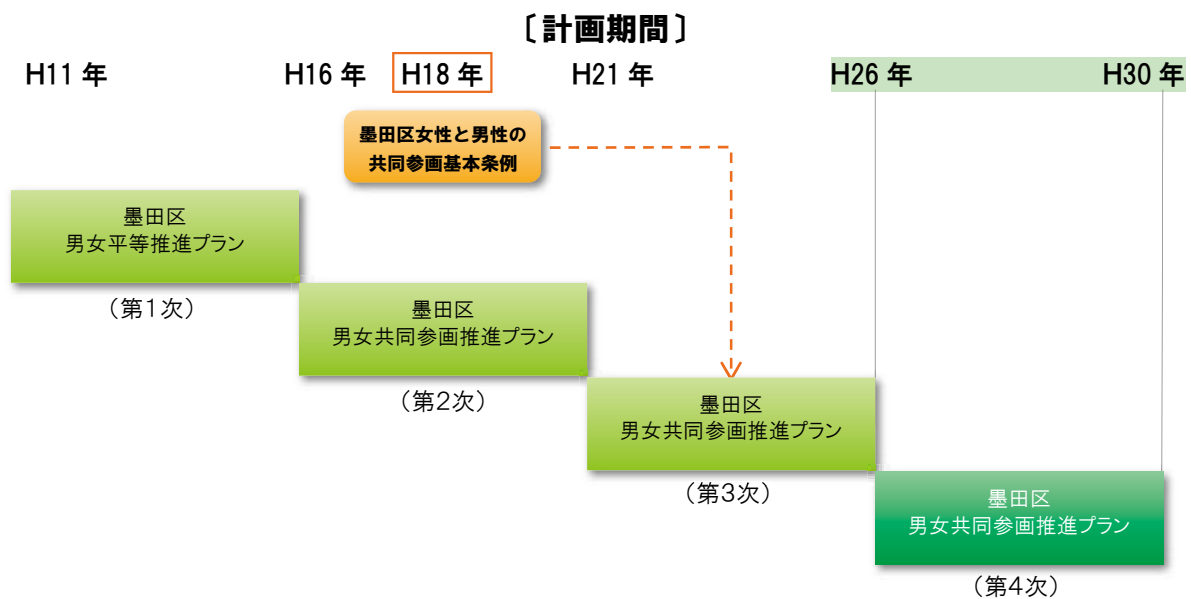
区民・地域・NPO・企業などと区が、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚しながら、対等の立場で協力し、地域の課題解決を図る社会のあり方。

(3) 計画の名称

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法により、計画策定が努力義務化され、その年に「墨田区男女平等推進プラン」を策定しました。平成 16 年、平成 21 年の2度の改定を経て、この計画を「墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）」と称することとします。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度の5年間とします。



(5) 改定の視点

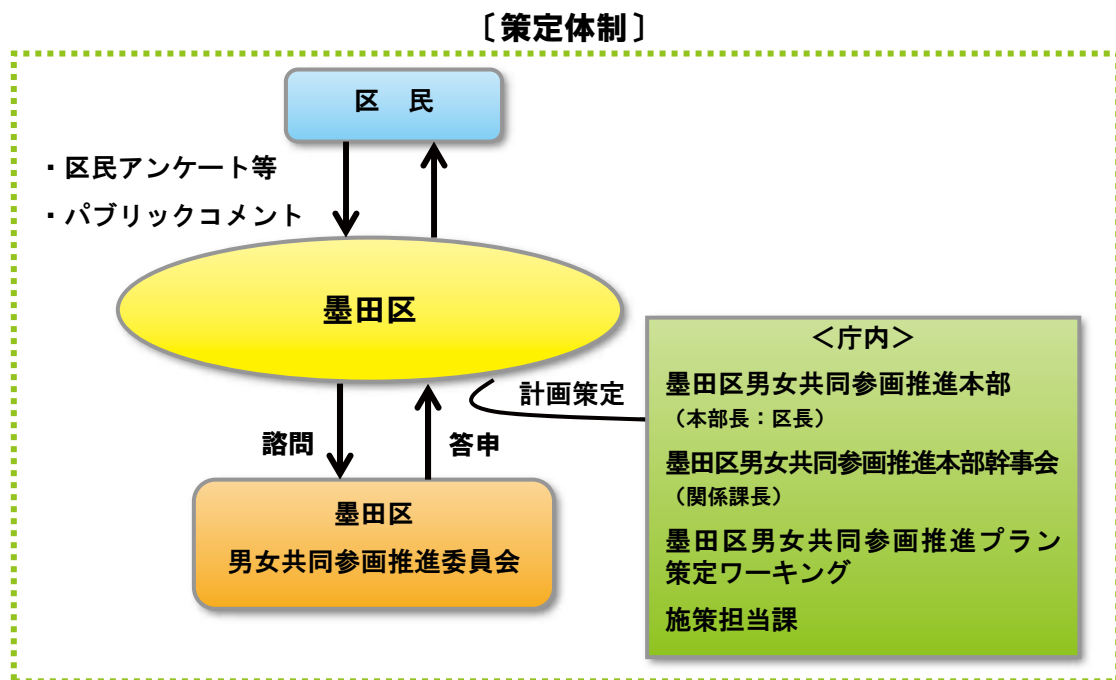
改定に当たっては、これまでの実績等を踏まえ、条例の基本理念を実現するため、次の点に留意しています。

- ☐ 区民の生活に身近な男女共同参画の推進であること
- ☐ 女性の地位と活躍を重視し、その名称を「男女」ではなく、「女性と男性」としている条例の精神を十分に表現すること
- ☐ 墨田区の地域性を踏まえること
- ☐ 骨太で、かつシンプルな施策体系であること
- ☐ 墨田区男女共同参画推進プラン（第3次）の検証を踏まえること
- ☐ 推進状況が評価しやすいこと

（６）策定体制と区民意見の反映

この計画は、平成 24 年に実施したアンケート調査³やインタビュー調査等による区民の意識や生活実態を把握するとともに、区民や有識者などで組織される「墨田区男女共同参画推進委員会」から平成 25 年 3 月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策を検討し、策定しています。

また、パブリックコメント（平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月）を実施し、広く区民の意見の収集と適切な反映を図っています。



³ 墨田区男女共同参画推進アンケート調査：

調査期間：平成 24 年 6 月 15 日～7 月 17 日

調査対象：満 20 歳以上 80 歳未満の区民

標本数：2,000 人（女性 1,000 人、男性 1,000 人）

有効回収率：40.8%

2 計画改定の背景

(1) 国の動向

国の動き 1 第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

国においては、平成 11 年の男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成 17 年には男女共同参画基本計画（第2次）として見直しが行われました。平成 22 年に再び全体の見直しが行われ、同年 12 月には第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第3次男女共同参画基本計画では次の4つのめざすべき社会像を掲げています。

めざすべき社会

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

基本計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

特徴

- ・ 経済社会情勢の変化等に対応して、5つの重点分野（次頁）を新設
実効性のあるアクション・プランとするためそれぞれの重点分野に「成果目標」を設定
- ・ 平成 32 年（2020 年）に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標に向けて取組を推進
- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ*問題」の解消も強調

※M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多いためです。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

〔新設された重点分野〕

分 野		基本的考え方
第3	男性、子どもにとっての男女共同参画	① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
		② 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
第7	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	① セーフティネット機能の強化（非正規労働者）
		② 世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援
第8	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	① 障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
第12	科学技術・学術分野における男女共同参画	① 働きやすい環境に向けた取組の支援
		② 女性研究者の採用・登用の促進
第14	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	① 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
		② 防災における男女共同参画の推進
		③ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

国の動き2 ワーク・ライフ・バランスが推進されています。

“国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会”をめざし、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁴）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

国の動き3 育児・介護休業法の改正や少子化対策が推進されています。

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など次世代育成支援対策推進法が一部改正され、平成22年6月には、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期休暇制度の創設など育児・介護休業法が施行されました。

⁴ ワーク・ライフ・バランス：

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

国の動き4 DV防止法やストーカー規制法が改正されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定したわが国最初の法律として平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成14年4月施行）は、平成16年の一部改正（暴力の定義の拡大や元配偶者からの暴力も含めること、都道府県による基本計画の策定が義務づけ）を経て、平成19年には保護命令制度の拡充や市町村による基本計画策定の努力義務へと改正されましたが、平成25年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として一部改正され（平成26年1月3日施行）、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

また、平成12年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は平成25年7月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

〔男女共同参画にかかる法律の制定・改正〕

年（西暦）		取 組
平成12(2000)年	5月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律公布
	11月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
平成13(2001)年	4月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
	10月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部施行（配偶者暴力相談支援センターを除く）
平成14(2002)年	4月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
平成15(2003)年	7月	・次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立
平成16(2004)年	6月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成16年12月施行）
	12月	・育児・介護休業法の一部改正（平成17年4月施行）
平成18(2006)年	6月	・男女雇用機会均等法の一部改正（平成19年4月施行）
平成19(2007)年	6月	・パートタイム労働法の一部改正（平成20年4月施行）
	7月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成20年1月施行）
平成20(2008)年	12月	・次世代育成支援対策推進法の一部改正（一部を除き平成21年4月施行）
平成21(2009)年	7月	・育児・介護休業法の一部改正（一部を除き平成22年6月施行）
平成24(2012)年	8月	・「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法公布
平成25(2013)年	7月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正（一部を除き平成25年10月施行）
		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律として一部改正（平成26年1月施行）

（２）都の動向

都では、平成 12 年 3 月、全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」（基本条例）を制定しています。平成 14 年 1 月にはこれに基づく基本計画として、「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2002」（計画期間平成 14～18 年度）を策定し、平成 19 年の「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2007」に続き、平成 24 年 3 月に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2012」（計画期間平成 24～28 年度）により、各施策を推進しているところです。

〔男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2012 の重点課題〕

- ①働く場における男女平等参画の促進
- ②仕事と家庭・地域生活の調和のとれた生活の実現
- ③特別な配慮を必要とする男女への支援
- ④配偶者からの暴力の防止

（３）墨田区取組

墨田区の男女共同参画の取組は、昭和 58 年の「墨田区婦人問題を考える会」に遡ります。その後の国・都の動向に合わせ、平成 5 年の「21 世紀へ向け女性問題を解決するための墨田区行動計画」、平成 11 年の「墨田区男女平等推進プラン」（第 1 次）、平成 16 年の「墨田区男女共同参画推進プラン」（第 2 次）を経て、平成 18 年 4 月には「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行し、条例第 10 条に基づく「行動計画」として、平成 21 年には「墨田区男女共同参画推進プラン」（第 3 次）を策定しました。平成 21 年度から始まった第 3 次プランは、重点事項と目標値を定め、毎年度、男女共同参画推進委員会で評価を行っています。

平成 2 年 7 月に「すみだ女性センター」を開設し、平成 17 年に制定された条例の中で男女共同参画を推進するための拠点施設として位置づけられました。センターでは意識啓発や人材育成、講演会の開催、団体活動の支援のほか、女性のカウンセリングと DV 相談を行っています。

また、昭和 61 年から「啓発冊子『すすかけ』」、平成 16 年 10 月から「男女共同参画情報誌『にじ』」を発行しているほか、平成 9 年から区職員向けの啓発紙「きらめき」を発行しています。

（４）第３次計画策定後の区の状況とすみだの地域性

① 基本計画の改定

2025 年（平成 37 年）までにめざす「すみだ」の将来の姿を定める「墨田区基本構想」を制定し（平成 17 年）、これを実現するための「墨田区基本計画」（平成 18 年 12 月策定）が平成 23 年度に改定されました。

基本計画では、区政の当面の課題を解決するためのリーディングプロジェクトとして「東日本大震災を教訓に、安全で安心して暮らせるまちをめざします」「東京スカイツリー®を中心に、多数の人々ににぎわう、『国際観光都市すみだ』をめざします」「子育て環境が整備され、高齢者を地域で見守るまちをめざします」の３つを掲げています。

〔区の基本理念：「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」〕

2025 年に向けた「すみだ」のまちづくりの基本目標

1. 「すみだ」らしさの息づくまちをつくる
2. 地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる
3. 新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる
4. 安心して暮らせる「すみだ」をつくる
5. 区民と区が協働で「すみだ」をつくる

② 東京スカイツリーの開業によるまちづくりの変化

国内外から高い注目を集める東京スカイツリーの開業（平成 24 年 5 月 22 日）は、区政や区民に少なからず影響を及ぼしています。

観光都市すみだ の推進

東京スカイツリータウン・ソラマチにすみだの産業、文化、歴史、観光、グルメ情報を発信する「産業観光プラザ すみだ まち処(どころ)」がオープンしました。また、「すみだブランド認証事業」「ものづくりコラボレーション事業」など、すみだ地域ブランド戦略を推進しています。

区では東京スカイツリー開業を地域活性化の好機としてとらえ、「国際観光都市すみだ」の実現に向けてまちづくりに取り組んでいます。

観光とものづくりの 融合によるすみだの活性化

開業前後の期間（平成 23 年 11 月～25 年 3 月）を“国際観光都市すみだ”のまちびらきと位置づけ、観光誘客に向けたキャンペーン「すみだ観光まちびらき」を展開しました。

古くから、すみだは「ものづくりのまち」として発展してきましたが、近年の産業構造の急激な変化に伴う生産拠点の海外移転等によって、区内の企業・事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。地域や経済の活性化を図っていくために「ものづくりのまち」に「観光」の視点を融合したまちづくりを推進しています。

環境・防災・防犯・交通 対策の強化

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が、年々深刻化しています。これは、私たちの暮らしや事業活動による環境への負荷が原因です。墨田区では、このような環境問題への関心の高まりを背景に、「すみだ やさしいまち宣言」10年目を記念して、平成21年10月1日「すみだ環境区宣言」を行いました。

区民・事業者・区が協力して、ごみの減量とまちの美化や地球にやさしいまちづくりを推進しています。また、誰もが安全・安心・快適にまち歩きを楽しめるまちづくり、災害に強いまちづくりなど、防災・防犯・交通などの課題に対する強化を図っています。

③ すみだの地域性

隅田川に沿って発展してきたすみだは、下町情緒が色濃く残る商工業のまち、歴史と文化に育まれたまち、下町の人情が息づくまちです。

小規模・家内工業が多いものづくりのまち

本所地域を中心に皮革・メリヤス・マッチ・レンガなどの製造がはじまり、すみだは近代産業の先駆けとなりました。このほか、鐘淵紡績が創業、精工舎が国産クロックの製造を開始、獅子印のライオン歯磨きの発売、長瀬商店（後の花王）など、すみだは近代軽工業発祥の地です。

区内産業は、全産業のうち製造業の占める割合が高く、様々な業種の製造業が集積し、大都市東京における多種多様な需要に対する日常生活関連用品等の供給地となっていますが、従業員数が9人以下の企業が8割を超える小規模ないし家内工業的な工場が主体となっています。

江戸からの伝統が息づく歴史あるまち

江戸文化発祥の地として発展をしてきたすみだは、全国の人々に親しまれている墨堤の桜、隅田川の花火、両国の相撲が誕生したまちであり、「富嶽三十六景」で有名な葛飾北斎、江戸城無血開城に成功し、江戸市民を戦禍から救った勝海舟など歴史に刻まれた人物ゆかりの地となっています。また、江戸時代は行楽地として歌舞伎や落語の舞台にもなりました。

下町人情が息づくまち

区内には、大小様々な規模の商店街があり、「地藏坂通り」や「鳩の街」など名前にも歴史のにじむ、戦後から続く商店街も多く存在します。地域の人々に密着した商店街の姿は下町情緒を感じさせてくれます。また、下町の連帯感あふれる共助の意識が息づき、ご近所づきあいやおもてなしのこころを大切にするまちです。

このような区民の気質もあって、西暦 2000 年（平成 12 年）のいわゆるミレニアムの年に「すみだ やさしいまち宣言」を行っています。



すみだ やさしいまち宣言

平成 12 年 7 月 11 日

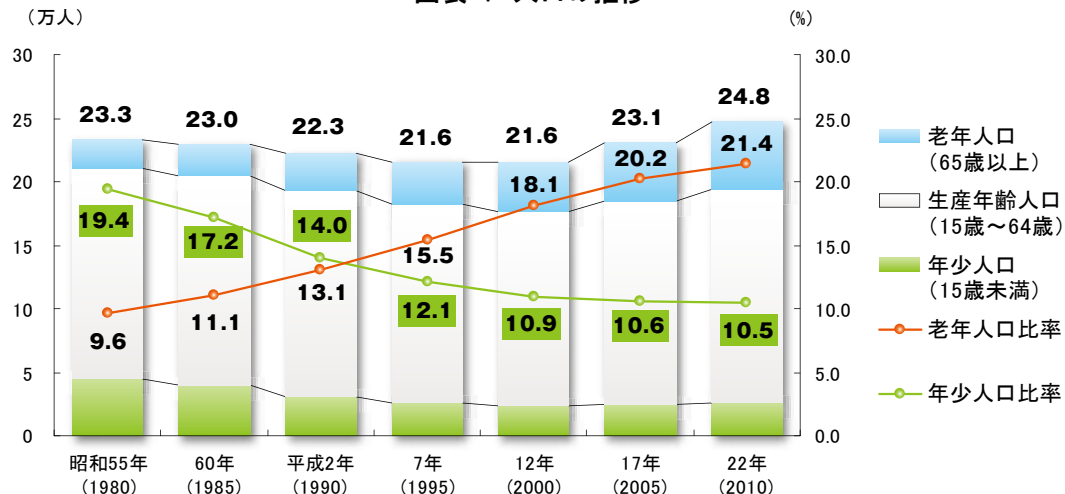
墨田区基本構想の下、「協治（ガバナンス）」の考え方に基づき、区民・団体・NPO・企業等の協働による「やさしいまちづくり」の実現を図るため、体系的に「人づくり」の施策を推進しています。

これらの特性はすみだの発展を支えてきましたが、一方ではしきたりや慣習が根強く存在し、気づかないうちに男女共同参画社会の実現を阻む要因となっています。

3 データからみる墨田区の特徴

近年の墨田区は人口増加が続いていますが、少子・高齢化も進んでいます。

図表 1 人口の推移

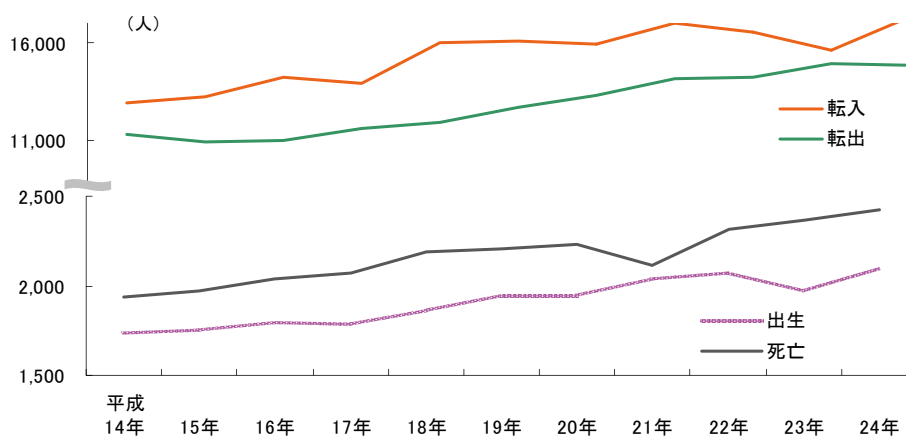


〔平成 22 年における3階級人口比率の都区部、全国との比較〕 (%)

	年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
墨田区	10.5	68.1	21.4
都区部	10.8	69.0	20.2
全国	13.2	63.8	23.0

資料：国勢調査

図表 2 自然増減と社会増減の推移



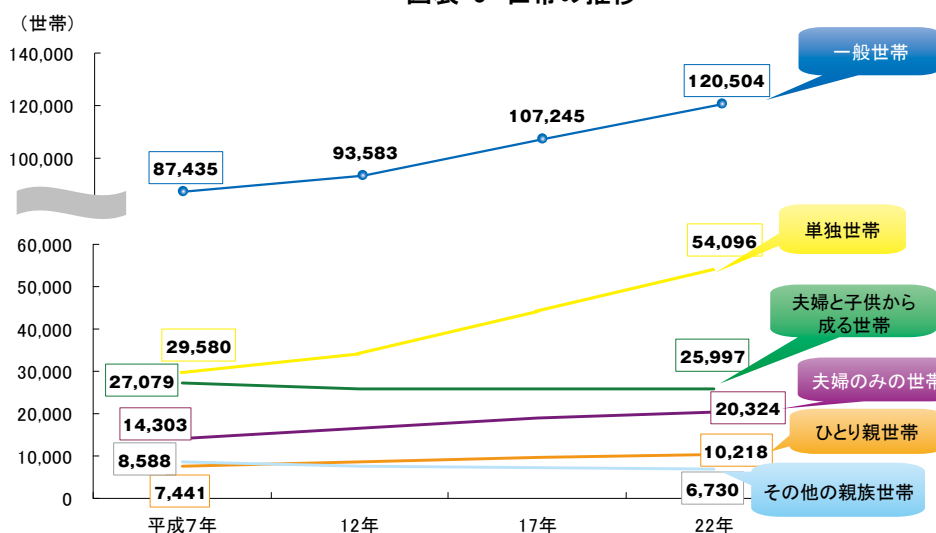
資料：人口動態統計

◇総人口は平成7年まで減少傾向にありましたが、平成 12 年は増加に転じました。平成 22 年は 247,606 人となり、全国的に人口が減少する中であって、墨田区は人口増加が続いています(図表 1)。これは社会増減(転入－転出)がプラスで推移したことによるもので、死亡数は出生数を上回って推移しています(図表 2)。

◇年齢構成について、平成2年までは年少人口(15歳未満)比率が老年人口(65歳以上)比率を上回っていましたが、その後は逆転し、全国と同様に少子・高齢化が進んでいます。

墨田区も家族の姿は多様化し、単独世帯が増えています。

図表 3 世帯の推移



〔平成 22 年における世帯類型の都区部、全国との比較〕

(%)

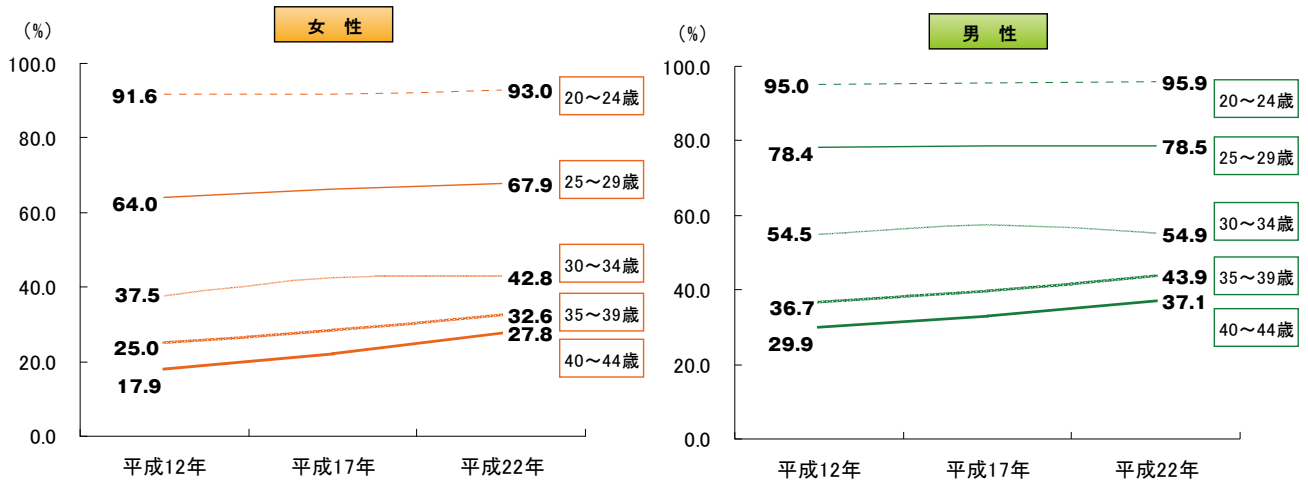
	核家族世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	ひとり親世帯	単独世帯
墨田区	46.9	16.9	21.6	8.5	44.9
都区部	44.9	16.1	21.5	7.3	49.1
全 国	56.3	19.8	27.9	8.7	32.4

資料：国勢調査

- ◇世帯数は一貫して増加しており、平成 22 年では平成 7 年の約 1.4 倍の 120,504 世帯にのぼります。
- ◇内訳をみると「単独世帯」の増加が著しく、平成 22 年は平成 7 年の 2 倍近くの 54,096 世帯にものぼります。また「夫婦のみの世帯」「ひとり親世帯」が増加する一方で、「夫婦と子供からなる世帯」や 3 世代同居などの「その他の親族世帯」は一貫して減少しており、世帯の多様化が進んでいます。

墨田区も男女ともに未婚化が進んでいます。

図表 4 未婚率の推移



〔平成 22 年における未婚率の都区部、全国との比較〕

(%)

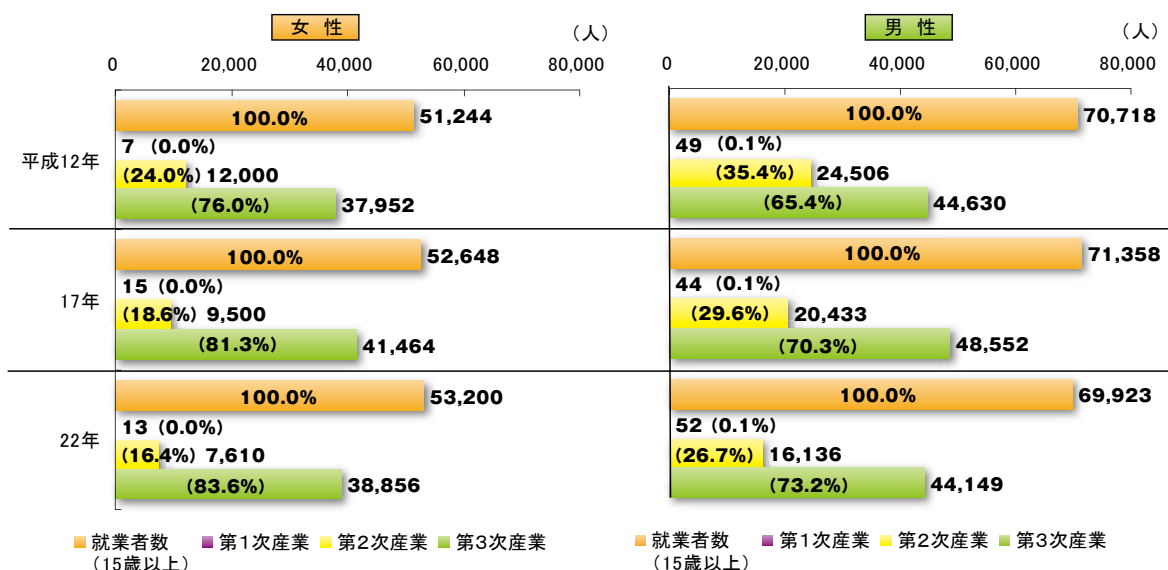
女 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
墨田区	93.0	67.9	42.8	32.6	27.8
都区部	93.8	70.6	44.6	32.6	26.7
全 国	89.6	60.3	34.5	23.1	17.4
男 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
墨田区	95.9	78.5	54.9	43.9	37.1
都区部	96.6	79.8	55.1	42.3	34.3
全 国	94.0	71.8	47.3	35.6	28.6

資料：国勢調査

- ◇女性は 20 歳代後半以上で、男性は 30 歳代後半と 40 歳代前半で未婚率が上昇しており、とりわけ女性の 40 歳代以上の未婚率の上昇が顕著です(図表 4)。
- ◇都区部の女性の未婚率は、全国に比べ 20 歳代後半以上で著しく高いことが特徴です。男性も 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて高くなっています。
- ◇墨田区を都区部と比べると、女性は 40 歳代以上でやや高く、男性は 30 歳代後半以降の未婚率が高くなっています。

男女ともに第3次産業人口の割合が増加し、働く女性は徐々に増えています。

図表 5 産業別人口の推移



〔平成22年における産業別人口比率の都区部、全国との比較〕

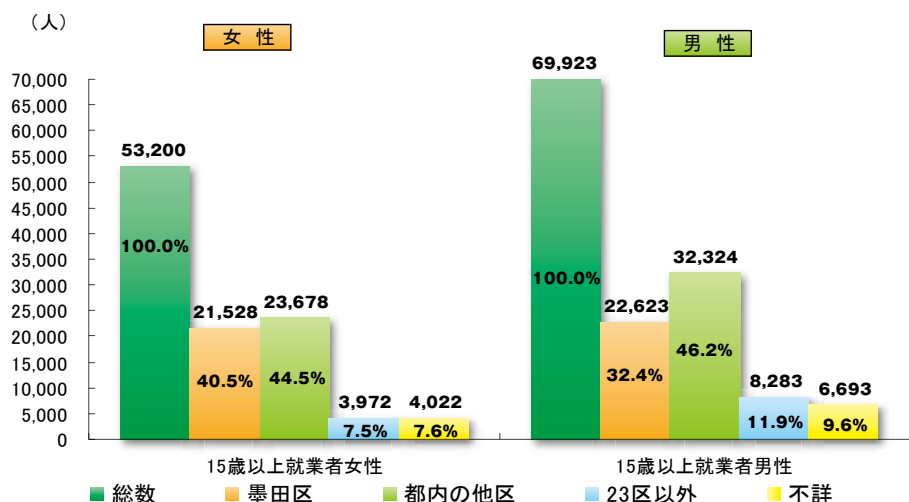
(%)

	女性			男性		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
墨田区	0.0	16.4	83.6	0.1	26.7	73.2
都区部	0.1	10.6	89.3	0.2	21.1	78.7
全国	3.9	15.2	80.9	4.5	32.6	62.9

資料：国勢調査

注：第1次産業は農業など、第2次産業は製造業など、第3次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

図表 6 就業者の従業地(平成22年)

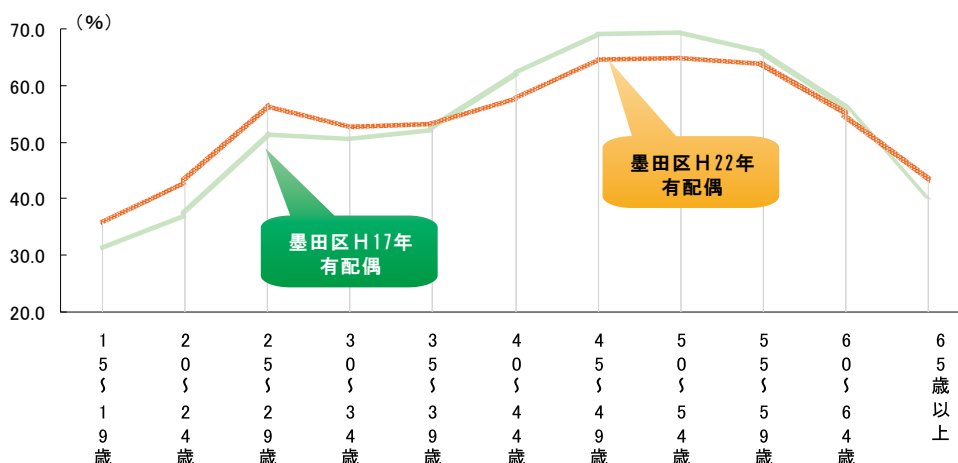


◇平成12年の就業者数は女性が5万人強、男性が約7万人でしたが、平成22年は女性が5.3万人へと増加しました。男女ともに第2次産業で働く人が減少し、第3次産業が増えています(図表5)。

◇墨田区内での従業は女性で40.5%、男性で32.4%、都内の他区での従業は女性で44.5%、男性で46.2%と男女とも他区の割合が上回っています(図表6)。なお、女性は中央、千代田、港、江東、台東の各区が多くなっています。

20～30 歳代の有配偶女性の働く割合は増加しました。しかしM字カーブは解消されていません。

図表 7 有配偶女性の労働力率の推移



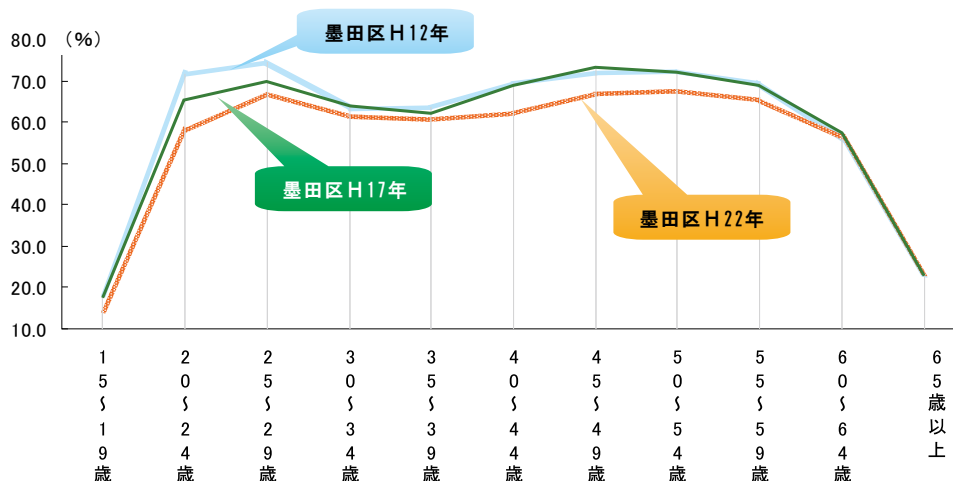
〔平成 22 年における有配偶女性の労働力率の都区部、全国との比較〕

(%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
墨田区	42.9	56.6	52.7	53.4	57.7
都区部	40.7	52.3	50.3	48.9	53.3
全 国	41.2	51.8	52.5	56.1	64.2

資料：国勢調査

図表 8 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

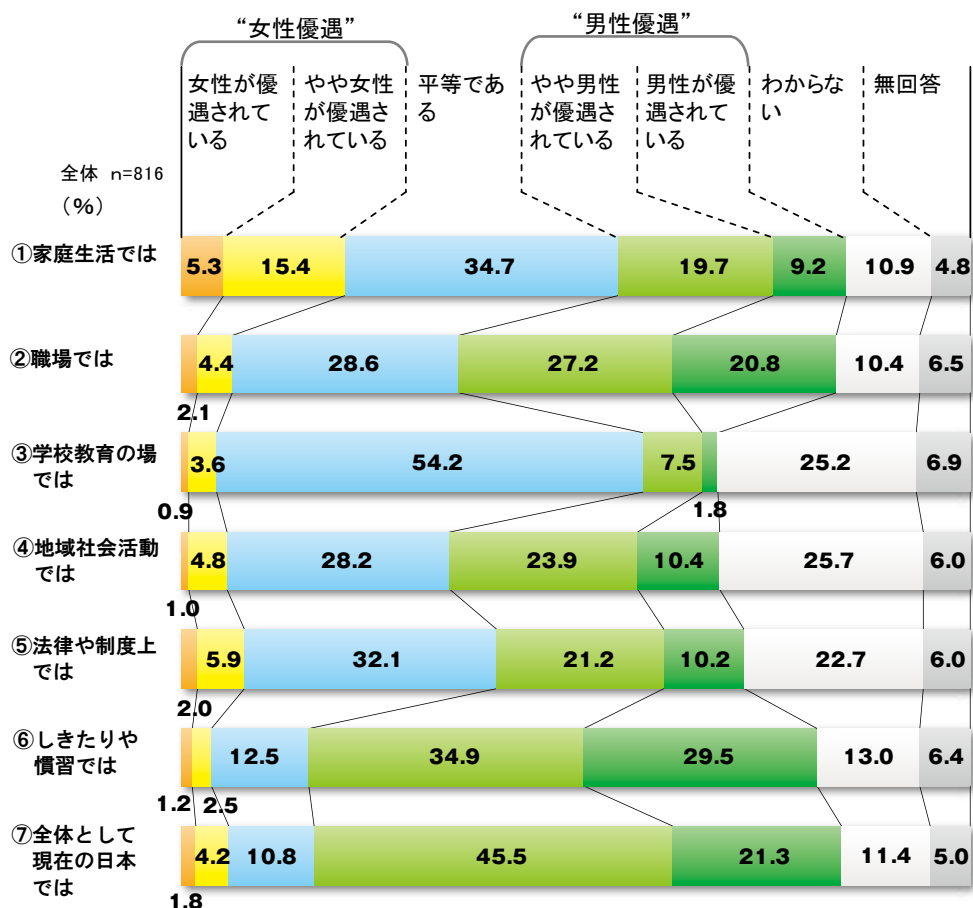
- ◇30 歳代までの有配偶女性の労働力率は増加していますが、30 歳代がM字の底になっています(図表 7)。
- ◇墨田区の有配偶女性の労働力率は、都区部に比べるとすべての年齢層で高い水準です。
- ◇墨田区女性全体の労働力率は平成 12 年で 55.0%、平成 17 年で 53.4%、平成 22 年で 50.2%と減少しており、20 歳代や 40 歳代前半の減少が顕著です(図表 8)。

4 区民の意識

(1) 男女の地位の平等感

墨田区男女共同参画推進アンケート調査（以下、「墨田区アンケート調査（2012）」という。）では、「平等」と回答する区民は③ 学校教育の場では54.2%となりましたが、⑦ 全体として現在の日本、⑥ しきたりや慣習、② 職場では“男性優遇”が「平等」、「女性優遇」を大きく上回りました（図表 9）。平成 19 年に区が実施した前回調査と比べると、男女ともにほとんどの項目で“男性優遇”が減少したものの（図表 10）、「平等」については大きな変化はみられませんでした（図表 11）。

図表 9 各分野における男女の地位の平等感

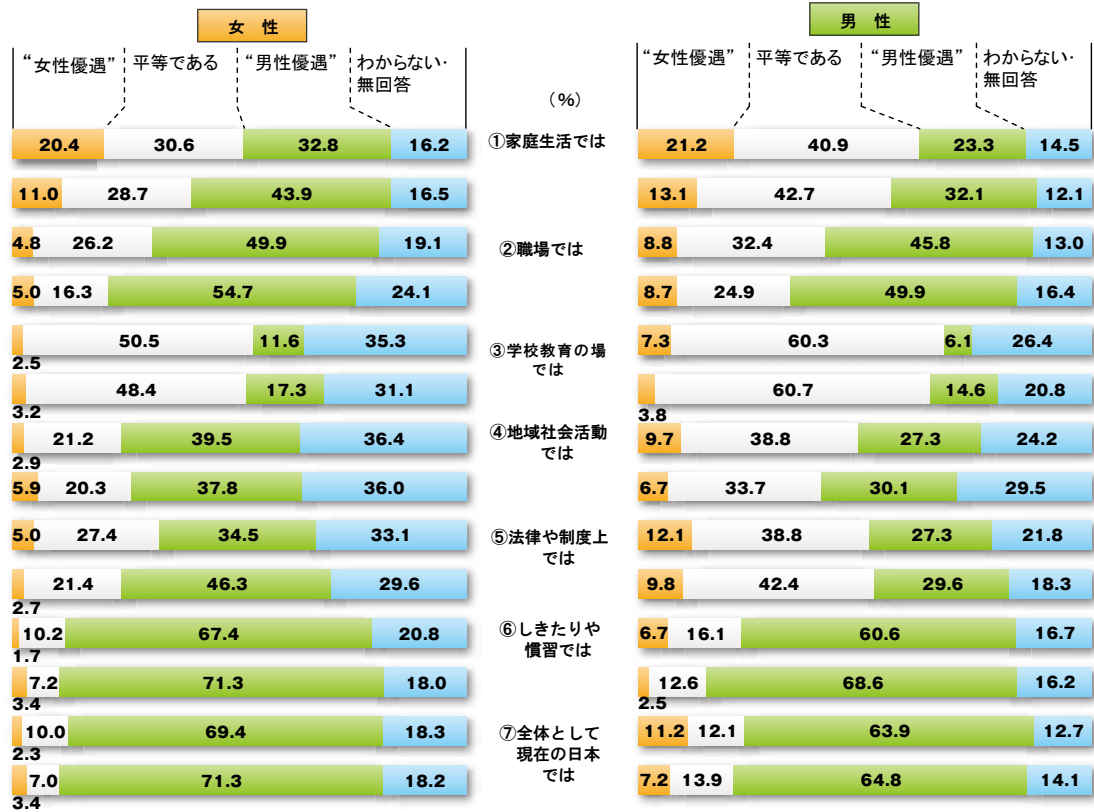


資料：墨田区アンケート調査（2012）

注：“女性（男性）優遇”とは「女性（男性）が優遇されている」と「やや女性（男性）が優遇されている」の合計です。

グラフでnとして表記している場合は、当該調査の有効回答数を表わします。

図表 10 各分野における男女の地位の平等感(前回調査との比較)



上段: 今回調査女性 n=481 下段: 前回調査女性 n=527

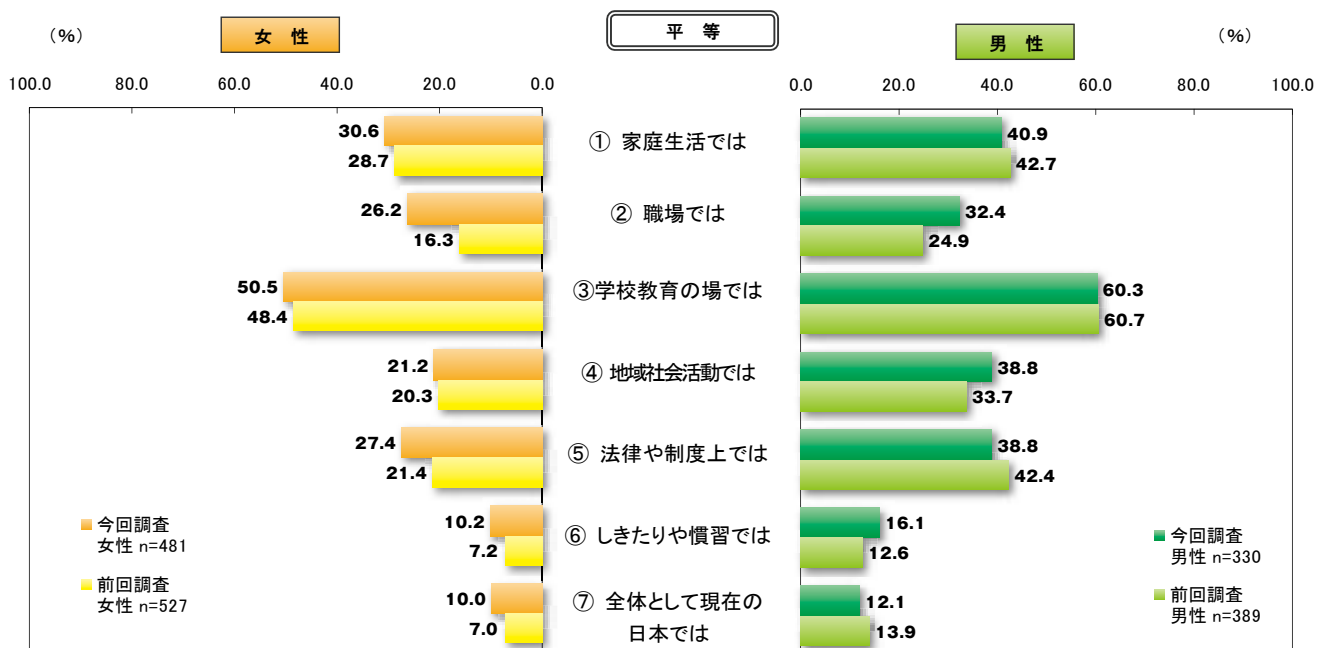
上段: 今回調査男性 n=330 下段: 前回調査男性 n=389

資料: 墨田区アンケート調査 (2012)

注: 前回調査は平成 19 (2007) 年に実施しています。

“女性 (男性) 優遇” とは「女性 (男性) が優遇されている」「やや女性 (男性) が優遇されている」の合計です。

図表 11 男女の地位の平等感について「平等」の前回調査との比較(再掲)



資料: 墨田区アンケート調査 (2012)

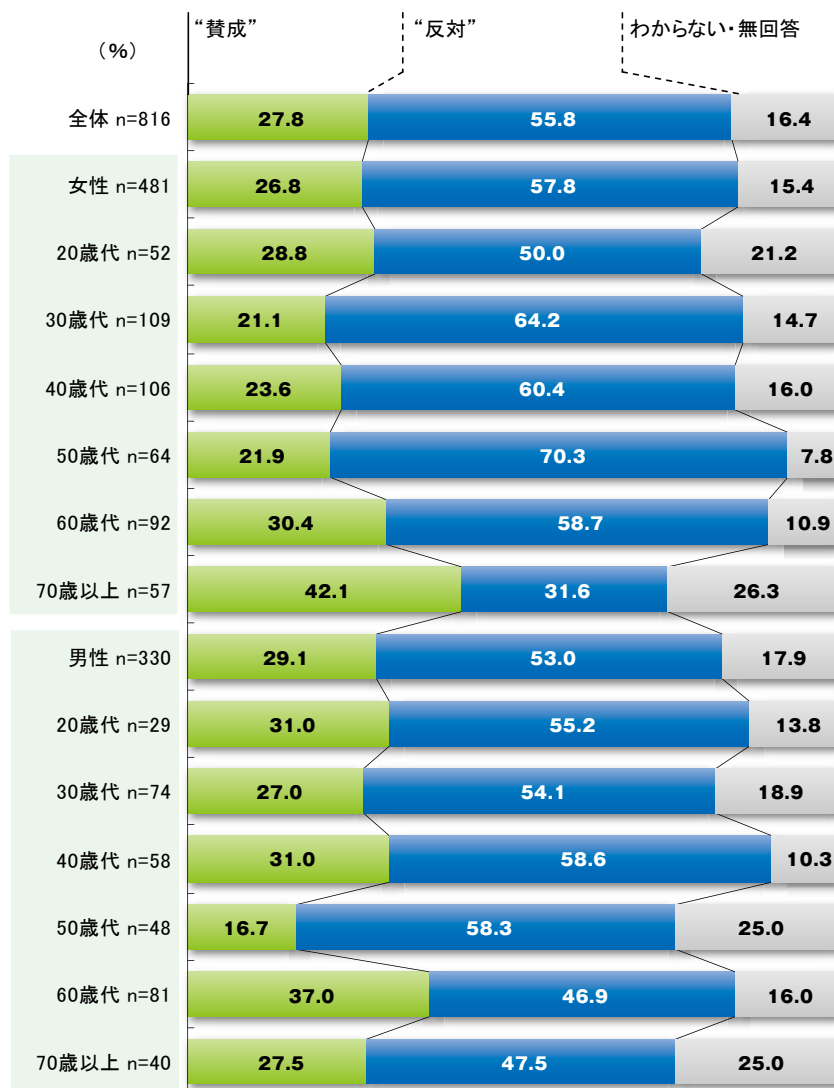
注: 前回調査は平成 19 (2007) 年に実施しています。

（２）固定的な性別役割分担意識の現状

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。

墨田区アンケート調査（2012）の結果をみると、固定的な性別役割分担意識について、男女ともに“反対”が半数を超え“賛成”を大きく上回るものの、結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても“賛成”と答える区民が20～30%台となっています。また“反対”についても70歳以上、50歳代、60歳代や30歳代では10ポイント以上の男女差がみられます（図表12）。

図表 12 性・年齢別の性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）



資料：墨田区アンケート調査（2012）

注：“反対”とは「どちらかといえば反対」と「反対」の合計、“賛成”とは「どちらかといえば賛成」と「賛成」の合計です。

5 第3次計画の取組状況

(1) 重点事項の達成状況

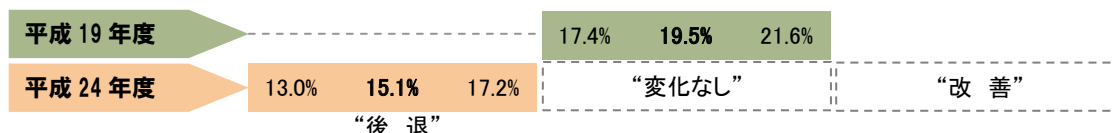
第3次計画では4つの重点事項を位置づけて目標値を設定しており、その達成状況は以下のとおりとなっています。目標値を達成した項目はありませんが、平成19年度から改善したものが3項目、後退したものが6項目、変化がなかったものが8項目でした。

〔第3次計画における目標値の達成状況〕

重点事項	指 標	備 考	19年度値 (%)	目標値 (%)	24年度値 (%)	達成 状況
1 地域から男女共同参画を推進	墨田区女性と男性の共同参画基本条例の認知度	「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計	19.5	40.0	15.1	後退
	墨田区男女共同参画推進プランの認知度		24.1	45.0	22.4	変化なし
2 仕事と生活を両立する環境を構築	家庭の中では男女平等になっていると考える区民の割合	女性	28.7	34.0	30.6	変化なし
		男性	42.7	48.0	40.9	変化なし
	地域活動に参加している区民の割合	女性	49.5	55.0	41.6	後退
		男性	36.5	42.0	40.9	変化なし
3 男女共同参画の視点にたち暴力の根絶を推進	身体的暴力を受けたことがある区民の割合	女性	5.8	0.0	3.9	変化なし
		男性	1.4	0.0	1.1	変化なし
	精神的暴力を受けたことがある区民の割合	女性	17.7	0.0	13.3	改善
		男性	9.7	0.0	4.5	改善
	性的暴力を受けたことがある区民の割合	女性	10.4	0.0	5.2	改善
		男性	1.6	0.0	0.7	変化なし
	ドメスティック・バイオレンスの被害にあった人のうち相談した人の割合	女性	38.6	70.0	20.2	後退
		男性	19.0	40.0	17.9	変化なし
4 男女共同参画を推進するための基盤構築	すみだ女性センターの認知度・利用度	女性	69.7	75.0	53.2	後退
		男性	42.9	48.0	35.5	後退
	区の審議会等における女性の割合		25.2	50.0	24.5 H25年4月	後退

注：「区の審議会等における女性の割合」以外は墨田区アンケート調査（2012）によるものです。
アンケートによる目標値の達成状況は以下のような考え方で判定しています。

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の認知度は、平成19年度（回答者数918人）では19.5%でしたが、統計上の誤差（標準誤差）を考慮すると、17.4～21.6%の間にあることが90%の確かさで推測されます。
一方、平成24年度（回答者816人）では15.1%です。統計上の誤差（標準誤差）を考慮すると、13.0～17.2%の間にあることが90%の確かさで推測されることから、認知度は「後退」したことになります。同様の考え方で、「変化なし」「改善」と判定しています。



(2) 施策の取組状況

第3次計画では、4つの重点事項を定め、合計 212（再掲除く）の事業を掲載し、推進してきました。第4次計画策定にあたり、第3次計画に掲載した事業の総括を行ったところ、多くは当初の目的通りの成果が確認されましたが、男女共同参画社会実現からの効果が測りにくい事業もみられました。

基本目標1の総括：

年2回の男女共同参画情報誌「にじ」の発行、「区のお知らせ」への情報掲載、CATVによる啓発番組の放映、講演会のほか、毎年、多様な年齢層や団体、企業等との意見交換会を開催しており、区民の生活に密着したタイムリーな企画に取り組んでいます。第3次計画の試みとして、「男女共同参画の意識啓発のためのグッズの作成」「男女共同参画シンボルキャラクターの公募」を予定していましたが、実施には至りませんでした。効果的で持続可能な啓発事業について再検討する必要があります。

基本目標2の総括：

家庭生活、地域生活における男女共同参画の推進を図る目的で、「男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）」「定年後の男性の社会貢献意識の向上」「男性の家事参加に向けた料理教室の実施（男の料理教室）」などを企画してきました。さらに参加者を増やすため、事業内容を検討する必要があります。

基本目標3の総括：

子育て、介護、障害者支援など福祉に関係する多数の事業を掲載しており、所管課の事業目的は果たしていますが、男女共同参画との関係がみえにくく、事業と基本目標との関係を改めて検討する必要があります。

基本目標4の総括：

講演会やシンポジウム、セミナー等や生涯学習関連事業を掲載しています。「ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会」などは単独で実施した場合、参加者数が少なくなり単独実施は難しい状況です。他課との共催なども検討する必要があります。

基本目標5の総括：

健康に関する事業は男女にかかわらず健康づくりを支援する観点から掲載しています。近年、女性と男性では病気のかかりやすさや進行速度が異なることが明らかとなり、墨田区の「区民健康づくり総合計画」においても性別による差異を考慮する必要があるとの認識から、女性特有のがん対策など「女性の健康づくり」を明確に位置づけました。第4次計画では「区民健康づくり総合計画」との連携を強化する必要があります。

女性への暴力被害の防止については、男女共同参画社会をめざす上での重要な課題であり、庁内連携体制や関係機関との連携を進めてきましたが、計画的に、総合的に進めるための体制について検討する時期に来ています。

基本目標6の総括：

すみだ女性センターは、男女共同参画推進拠点施設であるため、担当事業が基本目標のあらゆるところにかかわってくることから、再掲が多く、整理の仕方の再考が必要です。

なお、「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」では、審議会等女性委員比率50%を目標に設定していますが、東京都では平成28年度までに35%と設定しており、これと比べても実現が難しい状況です。審議会等女性委員比率の目標値については、精度の高い調査の基に再度、検討する必要があります。

これらの総括から、以下の点に注意して計画を策定しました。

① 評価の結果に基づく施策の検討

当初の予定通りには取り組めなかった施策、あるいは男女共同参画との関連がみえにくい施策については、その原因を調査し、見直しました。

② 施策の重点化

第4次計画の策定にあたっては、施策（事業）と男女共同参画との関係についてさらなる検討を行い、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で、計画に盛り込むべき施策の選択と集中を図りました。

③ 実効性を高める進行管理

計画の進行管理として、従来行ってきた施策・事業に関する進捗状況の点検・評価はもちろんのこと、計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な指標を設定しました。